

## ●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年11月1日

香川県監査委員 木下典幸  
同 武田宏之  
同 十河直  
同 里石明敏

- 1 監査対象部局 公営企業会計
- 2 監査対象年度 令和5年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 物品・財産について (ア) 郵便切手類受払簿について、 受払の都度、物品出納命令者等による確認を行っていなかった。 (丸亀病院)	ア 物品・財産について (ア) 今後は、受払の都度の物品出納命令者等による確認を徹底する。